

産業厚生常任委員会資料

令和4年12月5日

健康福祉部福祉総務課

目 次

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（案）について

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（案）について（概要版）・・・ 1

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画の拡充する取組み　・・・ 2

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定の経過　・・・ 3

（別添資料）第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（案）本編

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（案）について 概要版

第2次計画の取組状況（計画期間：2019（令和元）年度～2022（令和4）年度）

本市のDV相談の状況

第3次計画の具体的施策（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）

基本課題Ⅰ 相談体制の充実

- パープルリボンキャンペーンとして商業施設等で啓発グッズの配布を行いました。2020（令和2）年度から2021（令和3）年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共機関の窓口や商業施設に啓発グッズを設置し、女性への暴力の根絶と相談窓口について周知を行いました。
- 広報紙や市ホームページに掲載、加東市内の病院や図書館等の公共施設で案内チラシを設置、児童館の掲示板上に案内ポスターを貼り、相談窓口の周知を図りました。
- 相談業務担当職員に対して、研修に参加できる機会をつくり、相談員の資質向上を図りました。

基本課題Ⅱ 被害者の安全確保

- 警察や関係機関と連携し、一時保護所の入所に必要な貴重品や内服薬、生活必需品の確保を支援し、一時保護所までの同行を支援しました。
- 「住民基本台帳事務における支援措置」の申出を受ける際には、事務処理マニュアルに基づき、十分な聞き取りや確認の上、処理を行いました。
- 被害者には、保護命令制度についての情報提供を行い、被害者の安全確保に努めました。

基本課題Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援

- 戸籍の届出や住民票の異動届出に対して指導や助言を行い、相談機関についての情報提供を行いました。
- 乳幼児健診や相談、教室の場で対象となる方について、相談窓口の周知、情報提供を行いました。
- 保育所、認定こども園入所等の入所や就学援助等の手続きについて情報提供を行い、入所や進学の手続きを支援しました。
- 要保護児童対策地域協議会の実務者会議に加東市配偶者暴力相談支援センターの相談員が委員として参画し、支援児童の情報共有と支援方針について協議しました。

基本課題Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進

- DV防止啓発のリーフレットを医療機関や公共施設に設置し、DVについて正しい理解を深めるとともに、相談窓口についての周知を図りました。また、市立中学校（3校）でのデートDV防止授業でDV被害者サポートカードを配布しました。
- 道徳授業での思いやりや相互理解等の道徳的価値を理解し、自身の生き方について考える学習や、特別活動の仲間と協力して行事等に取り組む体験を通じて、自分も相手も大切にすることをできました。

基本課題Ⅴ 支援体制の充実

- DV被害者支援対応マニュアルの更新を行い、DVの正しい認識と被害者への適切な対応ができる環境を整えました。
- 加東市DV防止ネットワーク会議を開催し、DV被害者への対応について共通認識を持ち、市内の支援体制を整えました。
- 被害者や子どもの安全の確保と生活再建を支援するため、兵庫県女性家庭センターや警察等と連携し、被害者の意思に沿った家庭への支援を実施しました。
- 職員に対する研修を実施しました。

DV相談件数の推移

	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
加東市 相談延件数	194	206	127	111	123
兵庫県 市町における相談延件数	12,812	12,705	12,304	14,029	12,805

一時保護件数の推移

	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
加東市	1	2	0	2	2	0
兵庫県	145	136	115	106	85	81

保護命令件数の推移

	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
加東市	0	1	0	0	1	0
兵庫県	102	109	86	113	103	98

計画改定に際しての課題

（Ⅰ）相談体制の充実

DVは、周囲に気づかれにくいことや、相談につながらないために被害が潜在化してしまうケースが多くあります。公的機関や民間の相談機関等に相談する人が少なく、潜在的な被害者がいる可能性があります。また、複雑多様化してきている相談内容にも対応できるような相談体制の整備が求められています。

（Ⅱ）被害者の安全確保

被害の深刻化を防ぎ、早期に被害者及び子ども等の同伴家族の安全を確保し、自立に向けて支援していくことが重要です。県及び市の相談窓口における初期対応と、警察の協力による休日夜間の緊急対応をあわせ、安心して相談できる体制が必要です。

（Ⅲ）被害者の自立支援と生活再建の支援

DVと児童虐待は密接に関係しており、子ども家庭総合支援拠点における児童相談からDVを発見する場合もあります。適切な相談窓口への引継ぎを行うとともに、包括的にアセスメントし、支援していく必要があります。

（Ⅳ）DVを許さない意識づくりの推進

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の生命と尊厳を脅かすだけでなく、男女平等の実現の妨げにもなっています。また、交際相手との間でも様々な形で暴力は生じる可能性があり、被害の低年齢化が懸念されています。

DVという言葉は市民に浸透しているものの、内容までは十分に理解されていないため、DV被害の実態やDVの特性及び背景等について正しく理解できるよう推進していくとともに、様々な状況に置かれている被害者が公的機関等に相談しやすい環境の整備が必要です。

（Ⅴ）連携体制の充実

被害者への適切な支援のためには、安全確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。また、障害者や高齢者、性的マイノリティなど、様々な状況に置かれている被害者が相談しやすい環境整備が必要です。

基本目標Ⅰ 相談体制の充実

施策の基本的方向Ⅰ．相談窓口体制の周知と充実

具体的施策（Ⅰ）加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実 **拡充**
（Ⅱ）相談窓口の周知と充実
（Ⅲ）相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等）に応じた情報提供や相談支援

施策の基本的方向Ⅱ．相談員等の資質向上

具体的施策（Ⅰ）相談員等の各種研修への参加
（Ⅱ）相談員等への被害防止、心理的ケアの実施 **拡充**

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保

施策の基本的方向Ⅰ．緊急時における安全確保

具体的施策（Ⅰ）被害者及び同伴家族の安全確保
（Ⅱ）子どもの安全確保
（Ⅲ）警察や県との連携による一時保護

施策の基本的方向Ⅱ．被害者の情報の保護

具体的施策（Ⅰ）住民基本台帳の閲覧等の制限
（Ⅱ）関係部局における情報管理の徹底

施策の基本的方向Ⅲ．保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

具体的施策（Ⅰ）保護命令制度に関する情報提供
（Ⅱ）裁判所への同行支援

基本目標Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援

施策の基本的方向Ⅰ．被害者の自立と生活再建に向けた支援

具体的施策（Ⅰ）自立に向けた情報の提供
（Ⅱ）生活再建に向けた支援
（Ⅲ）住宅の確保に向けた支援
（Ⅳ）就労に向けた支援
（Ⅴ）心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

施策の基本的方向Ⅱ．被害者の子どもへの支援

具体的施策（Ⅰ）就学や保育に関する支援
（Ⅱ）スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施
（Ⅲ）子ども家庭総合支援拠点における相談実施 **拡充**
（Ⅳ）関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

基本目標Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進

施策の基本的方向Ⅰ．DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

具体的施策（Ⅰ）冊子やカードなどの啓発グッズの配布
（Ⅱ）市民向け講演会の開催
（Ⅲ）「女性に対する暴力をなくす運動」の周知

施策の基本的方向Ⅱ．子ども・若者に対する予防啓発と相談体制の充実

具体的施策（Ⅰ）デートDV防止教育・啓発の実施
（Ⅱ）発達段階に応じた教育・啓発の実施
（Ⅲ）若年層が相談しやすい環境の整備 **拡充**

施策の基本的方向Ⅲ．DVに関する調査研究

具体的施策（Ⅰ）市民への意識調査の実施
（Ⅱ）災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討
（Ⅲ）男性、障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等の多様な被害者に対する調査・研究 **拡充**

基本目標Ⅴ 連携体制の充実

施策の基本的方向Ⅰ．庁内連携体制の整備

具体的施策（Ⅰ）DV被害者支援対応マニュアルの活用
（Ⅱ）加東市DV防止ネットワーク会議の開催

施策の基本的方向Ⅱ．関係機関との連携体制の強化

具体的施策（Ⅰ）警察や県など関係機関との連携体制の強化
（Ⅱ）広域的な連携による被害者支援の実施
（Ⅲ）民間の被害者支援団体との連携

施策の基本的方向Ⅲ．支援を担う人材の育成

具体的施策（Ⅰ）職員に対する教育の実施

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画の拡充する取組み

I－1（1）

- ・ 言葉の壁により公的機関や民間相談機関へ相談できない人が推定されるため、外国人にも相談窓口がわかり支援につながるよう、外国人向けリーフレットを作成します。
- ・ 市民意識調査から、DVという言葉が浸透していることは分析できるが、具体的内容や相談窓口の周知の必要性が高く、広報紙や市ホームページのほか、新たにケーブルテレビやSNSを活用した啓発を検討します。

I－2（2）

- ・ 相談員等がバーンアウト状態や二次受傷により心身の健康を損なうことなく、継続的かつ安定的に支援ができるよう、研修等により心理的ケアを実施するとともに必要に応じスーパーバイザー（高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導・支援を行う人）から専門支援を受けられる体制を整備します。

III－2（3）

- ・ DVと児童虐待は密接に関係しており、包括的にアセスメントし支援していく必要があります。
DV 被害者の精神的・身体的不安に配慮し、ワンストップ相談（児童相談担当職員等の派遣）や庁内関係課から相談窓口への円滑な引き継ぎを行います。
- ・ 子ども同伴の被害者の安全確保や自立に向け支援していくことが重要であるため、子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）において関係機関と連携し、一人ひとりに応じた支援を行います。

IV－2（3）

- ・ 公的機関等に相談できずにいる、特に若年層の被害者が悩みを相談できるよう、国が実施する24時間電話相談対応、SNS 及びメール相談等が可能な「DV 相談プラス」を周知し環境を整備します。

IV－3（3）

- ・ 障害者、高齢者及び性的マイノリティなど、様々な状況に置かれている被害者が相談しやすい環境整備が必要なため、他市町の対応状況を調査し適切な支援方法を検討します。

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定の経過

令和3年度	8月4日	【第1回】 第2次計画の評価・分析、第3次計画に係る意識調査
	9月1日 ～9月16日	DVに関する市民意識調査の実施 ・市民(4,000人)対象 回収数 1,557 票(回収率 38.9%) ・高校生(700人)対象 回収数 559 票(回収率 79.9%)
	12月1日	【第2回】 第3次計画に係る市民意識調査の結果
	2月1日	【第3回】 第3次計画骨子(案)(書面決議)
令和4年度	7月27日	【第1回】 第3次計画の内容及び市民意識調査結果の分析等 (第1章～第3章)
	9月27日	【第2回】 第3次計画の基本目標に対する具体的施策における 取組み(第4章)
	11月1日	【第3回】 第3次計画の指標・目標値及び評価(第5章)
	12月6日 ～1月4日	パブリックコメント実施
	2月1日	【第4回】 パブリックコメントにおける意見を反映した最終確認